

公益社団法人全国老人保健施設協会会費規程

平成 23 年 8 月 1 日 制 定

平成 25 年 3 月 8 日 一部改正

第 1 条 この規程は、公益社団法人全国老人保健施設協会（以下「本協会」という。）定款第 7 条の規程に基づき、正会員、準会員及び賛助会員が本協会に納付する会費及び入会金の額を定めることを目的とする。

第 2 条 会費及び入会金は、別表のとおりとする。

第 3 条 年度途中において準会員から正会員に会員種別を変更したときは、納付すべき会費の額から既に納付した額を控除して得た額を、納付するものとする。

第 4 条 会費算定の期日は、当該年度の 4 月 1 日現在とする。

第 5 条 会費の納期は、原則として毎年 4 月 12 日とする。

2 会費の納付は、原則として預金口座振替により行うものとする。

第 6 条 会費及び入会金の徴収に関し必要な事項は、社員総会の決議を経て、会長が定める。

第 7 条 会費のうち、2 分の 1 以上は公益目的事業に使用するものとする。

第 8 条 この規程の改廃は社員総会の議を経て行うものとする。

附則

1. この規程は、一般社団法人法及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 入所定員は、当該施設の許可床数とする。
3. 会長が特に必要と認めた者の入会金及び年会費については、これを徴収しない。
4. サテライト型小規模介護老人保健施設及び分館型介護老人保健施設は、その機能から本体介護老人保健施設の一部とみなし、サテライト型小規模介護老人保健施設及び分館型介護老人保健施設の入所定員数は、本体介護老人保健施設の入所定員数に加えて、入所定員数を算定する。

附則

1. この規程は、平成 25 年 3 月 8 日より施行する。
2. 会長が特に必要と認めた者の入会金については、3 年間の分納を認めるものとする。

別表

会員種別 入会金・会費等		正 会 員	準 会 員	賛 助 会 員	
				団 体	個 人
入 会 金	基本	200,000 円	200,000 円	60,000 円	10,000 円
	29 床以下の 小規模老健	<u>50,000 円</u>	<u>50,000 円</u>	—	—
	同一都道府県 内の同一人物 又は同一法人 における 2 施設 目以降の老健	<u>免除</u>	<u>免除</u>	—	—
会 費	施設割	50,000 円 (1 施設あたり)	10,000 円	80,000 円	10,000 円
	入所定員割	500 円 (1 床あたり)	—	—	—
入会時期に よる会費の 免除	10 月 1 日以降 の入会者	会費の 2 分 の 1 を免除 する	—	—	—